

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年10月29日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
	カブ		—
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯舘村
	原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯舘村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
肉	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	6市10町4村※6
肉	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津津、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域並びに原町区高倉字宇常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮森、原町区馬場字五台原、原町区馬場字横川、原町区馬場字夷蒼山、原町区馬場字元原と田城の区域)、川俣町(東京市・山木の区域に限る。)、猪苗町(東京市・山木の区域に限る。)、川俣町、大熊町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字横川、原町区馬場字簗岳師原、原町区片倉字舟庭及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、猪葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村

※3 福島県庁北町、猪葉町・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町橋地区、船引町橋地区、原町区高倉字小屋及び字馬鹿、常葉町堀並)に市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までと301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、郡山市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字常滑、原町区高倉字崖壁原、原町区高倉字竹木松、原町区馬場五丁山原、原町区馬場字崖壁原、原町区片倉字宇津井及び原町区大字原田と城代並びに市内有林磐梯森林管理署2004林班から2087林班まで、2088年林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班までと21230林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市)渡利町、小倉寺及び向原町(限る。)及び月館町御代田北・御代田南・御代田中・御代田西・秒芝寺及び新堀町に限る。)、旧田平村、旧庭塙村、旧野庄村、旧下川崎村(、旧保原町及び旧金谷川町の区域に限る。)、伊達市(旧月館町・閑ノ下・松原町・川向及び腰殿に限る。)及び月館町御代田北・御代田南・御代田中・御代田西・秒芝寺及び新堀町に限る。)、旧掛田町(、笠置山町大門・寺脇、寺脇、清水沢、松平・久保、柳原、里ヶ丘、山口、宝木笠、笠石及び上山口に限る。)、川内町(、川内町役場及び梁川町細谷に限る。)、旧石臼村(、旧上保原村、旧豊山村、旧手小寺及ひ旧富野村・梁川町八幡に限る。)、二本松市(、旧洪川町(洪川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩塚村、旧木幡村、旧芦沢村、旧石臼村、旧般舟村(、東和町)の区域に限る。)、本宮市(、白岩村、和木沢村(、白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)

※4 アイナ、カガレイ、アンタビラニマ、イコガメ、アグツ魚をくみ)、イシガレイ、ウミタガマ、エゾイナノアマ、キツネメハリ、クロブンゾウ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバフグ、スカウラウラ、スズキ、ナガハリニベ、ヌマガレイ、ハバカラヒゲフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マコガレイ、マコダラ、マツカツワ、ミシガレイ、ムラインイ、メイカレイ、ビノスマグ、キタマサウキサギ

※5 该県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、岩槻町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年10月29日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	十和田市、階上町
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原本ナメコ	大船渡市、陸前高田市、釜石市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市:一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	せんない	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	クラダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシング	
	ヒラメ	
	スズキ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鴻川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域
その他	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
水産物	コモリカスベ	
	シロメバツ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆流並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	キンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外洋逆流並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木リタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町
	タケノコ	大田原市、那須塩原市、那須町
	(くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。))	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしようと(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、燒志村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋島から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩橋島から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、市原市
野菜類	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月29日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.3.21～: 下記の地域以外	
	H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、重宝津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、奥桑村、奥田野村、中島村、西郷村、鞍川村、坂町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（鳥取市うち、鳥取、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字赤井、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、猪苗代村、矢見町、北塙原村、西津河村、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳原町、玉川村、広野町、櫻葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.21～: 下記の地域以外	
	H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猿枝村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）大玉村 H23.3.21～11.4解除: 会津若松市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～: 下記の地域以外	
	H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猿枝村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）大玉村 H23.3.21～11.4解除: 会津若松市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.2解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猿枝村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猿枝村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）大玉村 H23.3.23～11.4解除: 会津若松市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猿枝村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猿枝村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）大玉村 H23.3.23～11.4解除: 会津若松市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～2.7解除: 白河市、大玉村、棚倉町、矢祭町、瑞穂村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西津河村、柳原町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、鶴枝村 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.26解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西津河村、柳原町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、鶴枝村 H23.3.23～10.26解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～2.7解除: 白河市、大玉村、棚倉町、矢祭町、瑞穂村、泉崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西津河村、柳原町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、鶴枝村 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.27解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西津河村、柳原町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、鶴枝村 H23.3.23～10.27解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
カブ	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、瑞穂町、泉崎村、中島村、鞍川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西津河村、柳原町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、鶴枝村 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
野菜類	H23.3.13～: 伊達市、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域に限る。）	
原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.18～: 福島市	
	H23.4.13～5.25解除: いわき市	
	H23.4.25～: 本宮市	
	H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）新地町	
	H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.10.19～: 二本松市	
	H23.7.19～9.7解除: 本宮市	
	H23.7.22～: 新地町	
	H23.7.19～9.7解除: 本宮市	
原木しいたけ(施設栽培)	H23.11.14～: 川内町	
	H23.10.31～: いわき市	
	H23.9.9～: 福島市、古殿町（紫雲林園に属する野生キンコに限る）	
	H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、瑞穂町、泉崎村、中島村、鞍川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西津河村、柳原町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、鶴枝村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.10.19～: 喜多方市	
	H24.8.15～: 昭和町	
	H24.10.11～: 鶴枝町	
	H24.10.18～: 金津坂下町、北塙原村	
	H23.5.5～: 伊達市、相馬市、三春町	
	H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷町	
	H23.5.19～5.30解除: 平田村	
たけのこ	H23.5.8～6.8解除: いわき市	
	H24.4.3～: いわき市	
	H23.5.13～2.1解除: 天栄村	
	H24.4.18～: 福島市、新地町	
	H24.4.23～: 広野町	
	H24.5.2～: 二本松市、大玉村	
	H24.5.7～: 須賀川市	
	H24.6.25～: 鶴枝町	
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.18～: 伊達市、川俣町	
	H23.5.9～: 福島市、鷲折町	
	H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町	
	H24.5.2～: 二本松市、天栄村	
	H24.5.10～: 二本松市、大玉村	
	H24.5.14～: 川俣町	
	H24.4.5～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町	
	H24.5.2～: 福島市	
	H24.5.18～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町	
	H24.5.23～: 天栄村	
	H24.5.27～: 二本松市、大玉村	
	H24.5.31～: 鶴枝町	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.10～: 大玉村、西郷村	
	H24.5.14～: 川俣町	
	H24.4.4～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町	
	H24.4.16～: 伊達市、鷲折町、国見町	
	H24.5.2～: 福島市、二本松市	
	H24.5.7～: 天栄村、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、瑞穂町	
	H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鞍川村	
	H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村	
	H24.5.17～: 瑞折町、猪苗代町	
	H24.5.25～: いわき市、二本松市	
	H24.5.29～: いわき市、相馬市	
	H24.5.30～: 二本松市	
	H24.5.24～: 川俣町	
	H24.5.27～: 天栄村	
	H24.5.10～: 喜多方市、福島市、川俣町	
	H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町	
	H24.5.22～: 福島市、伊達市、桑折町	
	H24.5.26～: 南相馬市	
	H24.6.6～: 国見町	
	H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市	
ユズ	H23.8.29～: 福島市、南相馬市	
	H23.10.14～: 伊達市、鷲折町	
	H24.1.10～: いわき市	
	H23.9.20～: 伊達市、南相馬市	
	H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町	
ウメ	H23.6.2～: 福島市、伊達市、桑折町	
	H24.6.6～: 南相馬市	
	H24.6.6～: 国見町	
	H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市	
クリ	H23.8.29～: 福島市、南相馬市	
	H23.10.14～: 伊達市、鷲折町	
	H24.1.10～: いわき市	
	H23.9.20～: 伊達市、南相馬市	
	H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町	
キウイフルーツ	H23.12.8～: いわき市、南相馬市	
	H24.1.12～: いわき市、南相馬市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月29日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧館林町の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市 (旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市 (旧川俣町の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市 (旧川俣村及び旧富村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市 (旧川俣町の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市 (旧川俣村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (郡路町、船引町横道、船引町中山字小坂及び字下見沢、常葉町畠田、常葉町山根並びに市内園有林福島管轄署261林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から2300林班まで及び301林班から3035林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町区高瀬字松原、原町区高瀬字松原附、原町区片寄字行津及び原町区大原字中林横道並びに市内園有林管轄署2004林班から2087林班まで、2088林班から21091林班まで、2095林班から21096林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市 (福島市 (波利、小倉寺及び西野町を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧余目村、旧松代村、旧保田村、新潟市 (内に限る。))、旧掛田町 (豊山町山野川に限る。)、旧保原村、保原町所沢 (明夫内田、久保田、田仲内、西部山、寺ノ町、河原田、東深町、青水、水谷村、松平、久保、猪俣、里ヶ原、山ノ口、生木沢、石石及び上ノ台を除く。)、美川町新田及び美川町轍谷に限る。)、旧石井村、旧上条原村、旧豊山町、旧小学校及び旧豊野村 (栗川町八幡に限る。)、一本松市 (旧川俣村 (洪川及び米沢に限る。)、旧谷下村、旧小坂町、旧塙沢村、旧木戸村、旧尻沢村、旧石井村、旧新鋭村、旧太田村 (若代町) 及び旧大田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (白沢村) 及び日本町の区域に限る。) 及び国見町 (旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p>
米 (平成24年産)		<p>H24.4.5～: H24.7.26一部解除: 福島市 (波利、小倉寺及び西野町を除く。)、伊達市 (月輪町月輪、飯ノ下、松根川原、川向及び猪ノ巣に限る。) 及び月輪町御代田 (北ノ東、西及び新潟市 (内に限る。)) に限る。)、旧掛田町 (豊山町山野川に限る。)、旧保原村、保原町所沢 (明夫内田、久保田、田仲内、西部山、寺ノ町、河原田、東深町、青水、水谷村、松平、久保、猪俣、里ヶ原、山ノ口、生木沢、石石及び上ノ台を除く。)、美川町新田及び美川町轍谷に限る。)、旧石井村、旧上条原村、旧豊山町、旧小学校及び旧豊野村 (栗川町八幡に限る。)、一本松市 (旧川俣村 (洪川及び米沢に限る。)、旧谷下村、旧小坂町、旧塙沢村、旧木戸村、旧尻沢村、旧石井村、旧新鋭村、旧太田村 (若代町) 及び旧大田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (白沢村) 及び日本町の区域に限る。) 及び国見町 (旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p>
イカナゴの稚魚		<p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H24.10.29一部解除: 福島市 (旧西郷村の区域に限る。)</p>
ヤマメ(養殖を除く。)		<p>H23.6.6～: 秋元湖、椿原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鶴川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。) H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。) H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。) H24.4.5～: 鶴川 (支流に限る。) H24.4.24～: 蒲蒼代湖、蒲蒼代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鶴川を除く。) 及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。) H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p>
水産物		<p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。) H24.3.29～: 秋元湖、椿原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鶴川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 蒲蒼代湖、蒲蒼代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鶴川及びその支流を除く。) 及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。) H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち只見ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
ウナギ		<p>H24.4.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p>
アユ(養殖を除く。)		<p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。) H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p>
イワナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.12～: 鶴川 (支流に限る。) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鶴川との合流地点から上流の部分に限る。) 並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除: 館岩川 (支流を含む。)</p>
コイ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) 並びに長瀬川 (鶴川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
フナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (鶴川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに真野川 (支流を含む。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アシメ		
アカガレイ		
アカシタラメ		
イカナゴ(稚魚を除く。)		
イシガレイ		
ウツメハラ		
ウツタナゴ		
エソイサニアメ		
キツメハラ		
クロウシント		
クロソイ		
クレシカジカ		
ヨモンカスベ		
サラマス		
サブウ		
シロメハラ		
ストウタラ		
スズキ		
ニベ		
ヌカガレイ		
ハバガレイ		
ヒガシフグ		
ヒラメ		
ホーホウ		
ホンガレイ		
マナゴ		
マカレイ		
マコガレイ		
マコチ		
マダラ		
ムンガレイ		
ムラハイ		
メイタガレイ		
ビヌスガイ		
クダムラサキウニ		
ナガツカ		
マツカワ		<p>H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた高瀬)</p>
ホンザメ		<p>H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた高瀬)</p>
ショウサイフグ		<p>H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた高瀬)</p>
牛の肉		<p>H23.8.25一部解除: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p>
内		<p>H23.11.9～: 福島市、広野町、椎葉町、喜多方市、大熊町、双葉町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、簸籠村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾川市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 郡山市、福島市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、櫃町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平和町 H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾川市、喜多方市、大玉村、天栄村、玉川村、平和町、西郷町、楢葉町、塙町、大玉村、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、櫃町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平和町 H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、田村和村、猪苗代村</p>
クマの肉		

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年10月29日現在

青森県		出荷制限
農作物	キコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 十和田市、陸上町
水産物	マダラ	H24.6.27～: 青森県東津村赤堀灯台と北茨城園館市高山岬灯台との範囲、両端の中心点の正東の線、北海岸えりも町御前崎灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森港手前界の正東の線及び青森県
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31～: 一関市、奥州市
		H24.4.13～: 鹿角高田市、佐野町
		H24.4.20～: 大船渡市
野菜類	原本しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町
	原木ぬめ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、釜石市 H24.10.23～: 鹿角高田市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11～: 一関市、鹿角高田市、平泉町 H24.10.16～: 釜石市 H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町
こしあぶら		H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.18～: 佐野町
せり(野生のものに限る。)		H24.5.30～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 二戸市、奥州市
ぜんまい		H24.5.18～: 佐野町
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.18～: 奥州市、鹿角高田市
ズスキ		H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 築井川(支流を含む。)及び鶴巣川(支流を含む。) 岩手県内の生上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流を除く。)
	ウグイ	H24.5.11～: 上流、田浦ダムの上流、網代ダムの上流及び早治峰ダムの上流を除く。)
牛の肉		H23.8.1～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	クマの肉	H24.9.10～: 全域
	シカの肉	H24.7.26～: 全域
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 全域
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 岩泉市 H24.11.6～: 白石市、角田市 H24.4.20～: 丸森町 H24.5.15～: 仙台市、竹田町 H24.4.11～: 仙台市、南三陸町
野菜類	原本しいたけ(露地栽培)	H24.4.12～: 岩泉町 H24.4.19～: 瑞泉町 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 松島島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、高岡町 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 岩泉市、大崎市 H24.4.27～: 大崎市、栗原市
	くさそて(こごみ)	H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 気仙沼市
こしあぶら		H24.5.7～: 瑞泉市、栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市 H24.5.17～: 瑞泉市
ぜんまい		H24.5.17～: 瑞泉市
クロダイ		H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市杜氏 半島島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
スズキ		宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市杜氏半島島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市杜氏半島島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
マダラ		H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ (1回の出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市杜氏半島島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒガングソ		H24.5.8～: 仙台市、大河原町
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セケダムの上流を除く。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.14～: 大森川の大森ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の牧保大堤の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三浪川のうなぎ橋ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、黒川及びその支流及び宮城川4号堰堤の上流を除く。) H24.5.28～: 江合川のうなぎ橋ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうなぎ橋ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一浪川のうなぎ橋ダムの上流(支流を含む。)及び石巻川のうなぎ橋ダムの上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セケダムの上流を除く。) H24.5.18～: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.6.25～: 宮城県内の上流(支流を含む。)
牛の肉		H23.8.1～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イソシの肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.6.25～: 全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)
カキナ		H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
バセリ		H23.3.23～4.17解除: 全域
野菜類	タケノコ	H24.4.6～: 潟来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、美浦村、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、稲敷市
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 草薙町
こしあぶら		H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.6.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
イシガレイ		H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバル		H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスペ		H24.8.1～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカナマズ(養殖を除く。)		H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋進遊道及びにこれらの中間に流入する対岸並びに常磐利根川
キンブナ		H24.4.17～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋進遊道及びにこれらの中間に流入する対岸並びに常磐利根川(養殖を除く。)
ウナギ		H24.5.7～: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋進遊道及びにこれらの中間に流入する対岸、常磐利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イソシの肉	H23.12.21～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)
		H23.6.2～以下: 以下の地図以外
		H23.6.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代市、境町
		H23.6.2～H24.4.9解除: 大子町
		H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市
		H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町
		H23.6.2～H24.5.35解除: 錦町
		H23.6.2～H24.8.20解除: 水戸市
		H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市
		H23.6.2～H24.10.5解除: 茨城町
		H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月26日現在

新潟県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.6.9～: 大田原市 H24.6.15～: 那須町 H24.6.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市	
タケノコ	H24.6.1～: 那須塩原市、塙谷町 H24.6.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 矢板市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～: 鈴木市、壬生町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.5.29～: 古くら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 王生町	
野菜類	H23.11.7～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.8～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.14～: 那須塩原市、矢板市 H24.10.4～: 矢板市、日光市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.10～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市	
(ささてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市	
こあしぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.7～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: 古くら市(野生のものに限る。)	
さんしゅう(野生のものに限る。)	H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18～: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.10～: 新潟県阿賀川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、萬代川との合流点から下流の部分に限る。 H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.6.20～: 新潟県内の阿賀川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 武茂川(支流を含む。)及び新潟県内の那須川のうち荒茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。たなべ川、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2～: 金城 H23.12.2～: 金城 H23.12.2～: 金城
その他	茶	H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、細志村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.14～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 香芝川のうち群馬県から東京電力株式会社佐久発電所至善利川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び猪ノ木川(支流を含む。) H24.6.8～: 香芝川のうち群馬県から東京電力株式会社佐久発電所至善利川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉	H24.10.10～: 全域 H24.9.10～: 全域
その他	茶	H23.6.30～: 津川市 H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 桐生市、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
シンンギク、チンゲンサイ、サンチュ ハセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
タケノコ	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.8～: 表千葉市、夷隅 H24.4.11～: 相模原市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 葛南市 H24.4.18～: 志山町	
農産物	H23.10.11～: 表千葉市、君津市 H23.11.18～: 旗山市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.19～: 山武市 H24.5.19～: 山武市	
水産物	ギンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
その他	茶	H23.9.2～: 埼玉市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川町 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 箱根町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 綾井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小瀬町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年10月29日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象